令和元年第7回 湧別町農業員会総会議事録											
1.	会	期		令和元年7月22日(月)	13時30分 開会 14時00分 閉会						
2.	場	所		上湧別コミュニティセンター 2階大会議室							
3.	議	件									
目	程	第	1	議事録署名委員の指名について							
目	程	第	2	会期の決定について							
日	程	第	3	諸般の報告について							
目	程	第	4	議案第1号 現況証明願いについて							
日	程	第	5	議案第2号 農地所有適格法人の要件認定について							
日	程	第	6	議案第3号 農地法第18条第1項第2号の規定による合 意解約について							
目	程	第	7	議案第4号 農地法第3条の規定	どによる許可申請について						
目	程	第	8	議案第5号 農業経営基盤強化の 定による農用地利用	足進法第18条第1項の規 引集積計画の決定について						

4. 委員の出席状況(出席委員)														
1	佐藤	弘朗	2 久伊	R 直之	3	松田	和浩	4	姉崎	淳一				
5	山﨑	幸一	6 関口	1 哲治	7	友澤	勇司	8	児嶋	和美				
			10 藤井	‡ 浩行				12	中原	修				
13	安藤	弘司	14 秋葬	善 宏之	15	松浦	敬貴	16	本間	保利				
17	如澤	寿生			19	栗田	淳	20	渡辺	健一				
21	越智	淳一	22 鈴フ	卞 幹雄										
25	吉村	智之												
					•									
5. 欠 席 委 員														
	9 7	松橋	聡	11 山口	一行   18 小崎 勝敏									
	23 長屋 教幸 24 島田 宗央													
6.	事	務	= ============================											
	事	務局長	池田	孔紀	主	幹	宫	本	則幸					
	主	任	國分	昌宏										

### 議長

定刻になりましたので、只今から令和元年第7回湧別町農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は、20名で過半数に達しておりますので、湧別町 農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、1番 佐藤委員及び2番 久保委員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の 会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

# 委員一同

(異議なしとの声)

## 議長

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定 致しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の 行事について、事務局長より報告させます。

#### 事務局

令和元年6月28日に開催されました、令和元年第6回湧別町農業 委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。

7月11日 (木)  $\sim$ 12日 (金)、令和元年度農業委員道内視察研修を実施し、これに吉村会長ほか16名の農業委員と事務局1名が出席いたしました。

7月11日につきましては北海道大学において、岡本准教授によるトラクター作業無人化の現状等の講話及びロボットトラクターのデモンストレーションを見学しました。

7月12日につきましては雪印メグミルク札幌工場において、昔使用していた機械や現在の工場の様子を見学し、乳製品の製造工程等の説明を受けました。

本日、令和元年第7回湧別町農業委員会総会を開催致しております。

以上、活動状況の報告と致します。

議長

日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の2ページをご覧下さい。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。

内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧下さい。その1、証明願出人、所有者ともに札幌市、 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ さんです。

土地の所在ですが、東●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・ 採草放牧地以外であり、面積は1,063㎡で、利用状況は雑種地で、 申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委 員は鈴木委員、久保委員、友澤委員でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして議案書の4ページをご覧下さい。その2、証明願出人、 所有者ともに遠軽町、●●●●さんです。

土地の所在ですが、上芭露●●番●外計4筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は4,166㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は越智委員、児嶋委員、長屋委員でございます。(別冊資料2ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案の通り可決されました。

日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の5ページをご覧下さい。議案第2号、農地所有適格法人の

要件認定について。別紙の者について、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人要件並びに農地法関係事務にかかる処理基準における農地所有適格法人の判断基準にある、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」「農業従事要件」を満たしていると認定するものです。

このあと農地利用集積計画でも説明いたしますが、その前に認定をするものです。

議案書の6ページをご覧下さい。その1、新会社であります「●● ●●」の概要について若干ご説明をいたします。

会社設立は、令和元年5月17日。所在地は東●●番地●で、役員には代表取締役として、東の●●●●さんが就任しております。

続きまして議案書の14ページをご覧下さい。その2、新会社であります「 $\oplus \oplus \oplus \oplus$ 」の概要について若干ご説明をいたします。

会社設立は、令和元年5月20日。所在地は東●●番地●で、役員には代表取締役として、東の●●●●さんが就任しております。

続きまして議案書の20ページをご覧下さい。その3、新会社であります「 $\oplus \oplus \oplus \oplus$ 」の概要について若干ご説明をいたします。

会社設立は、令和元年4月25日。所在地は南兵村三区●●番地●で、役員には有限責任社員として、上湧別屯田市街地の●●●●さんが就任しております。

以上で説明を終わります。

## 議長

先に6ページ (その1) 及び20ページ (その3) について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

#### 鈴木委員

その3について質問をしますが、合同会社とはどういう内容か。

#### 事務局

合同会社は出資者は1名でも良く永久的に代表となり得ます。また、会社設立時において株式会社よりも費用が少なく、ランニングコストを抑えることができるメリットが有ります

## 議長

ほかに質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

#### 議長

質疑なしと認めます。これから議案第2号 6ページ(その1)及び20ページ(その3)の採決を行います。おはかりします。本案は

議長

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号 6ページ(その1) 及び20ページ(その3)は原案のとおり可決されました。

# (●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから、議案第2号(その2)の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

### (●●委員着席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の24ページをご覧下さい。議案第3号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものです。本総会において2件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の25ページをご覧下さい。

番号1番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、旭、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は信部内●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は99,459㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年7月1日から令和4年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月17日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、旭、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は信部内●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は32,798㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成22年5月31日から令和2年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月17日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号は、原案のとおり可決 されました。

日程第7、議案第4号を議案とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

議案書26ページをご覧下さい。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可相当の可否につき審議するものであります。本総会において1件の許可申請書が提

出されております。

内容の説明をしますので、議案書の27ページをご覧下さい。

番号1番、譲渡人が札幌市、●●●●さん。譲受人が札富美、●● ●●さんです。申請地の所在ですが、信部内●●番●外計8筆で合計 面積は135,030㎡です。転用理由は、譲渡人が農地処分のため で、譲受人が経営規模拡大ためであります。権利の種類は所有権とな

っており、価格は9、326、000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

友澤委員

農地法3条での売買にかかる税法の特別控除はあるのか。

事務局

農地法3条では特別控除はありません。当該地の購入時の価格を示す契約書等があればその購入金額は必要経費で見ることはできます。 また、譲渡人はこの内容について承知しております。

議長

ほかに質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。お はかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません か。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決 されました。

日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の28ページをご覧下さい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有

権移転が7件、賃借権が1件、使用貸借が3件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の29ページをご覧下さい。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●● ●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計5筆で合計面積は 81,743㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法 律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年7月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年9月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,992,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●● さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。 所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計3筆で合計面積は 49,557㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年7月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,451,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●● さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。 所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は24,721 ㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年7月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年8月26日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,472,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●● さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●さんでござい ます。

所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計61筆で合計

面積は381,274.47㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年7月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年9月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、15,462,000円でございます。

(別冊資料6~11ページにより位置説明)

続きまして議案書の31ページをご覧下さい。番号5番、所有権の 移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者 は、芭露、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計77筆で合計面積は411,028.84㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年7月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、14,795,000円でございます。

(別冊資料12~15ページにより位置説明)

続きまして議案書の33ページをご覧下さい。番号6番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計9筆で合計面積は187,404㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年7月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,880,000円でございます。

(別冊資料16・17ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●● さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでご ざいます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計5筆で合計面積は21,466,000㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年7月22日で、対価の

支払い時期につきましては、令和元年9月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,722,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして、議案書3.4ページをご覧下さい。賃借権でございます。 番号1番、利用権の設定をする者は、川西、 $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$  さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、 $\oplus$   $\oplus$   $\oplus$  さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計12筆で合計面積は136,960㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年7月22日から令和 11年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は54 9,000円でございます。

(別冊資料19・20・21ページにより位置説明)

続きまして議案書の35ページをご覧下さい。番号1番、利用権の 設定をする者は、東、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者 は、東、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計3筆で合計面積は29,206㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年7月22日から令和10年11月30日までの10年間となっております。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、東、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  さんで利用権の設定を受ける者は、東、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計12筆で合計面積は105,436㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年7月22日から令和10年11月30日までの10年間となっております。

(別冊資料23・24ページにより位置説明)

続きまして議案書の36ページをご覧下さい。番号3番、利用権の 設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受 ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外30筆で合

計面積は128,739㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年7月22日から令和11年12月31日までの11年間となっております。

(別冊資料25ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから、議案第4号の議案についての質疑を行います。

先に35ページ2番についての質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、 $\blacksquare$ ●番  $\blacksquare$ ●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を続けます。質疑ございませんか。

姉崎委員

使用貸借権の1番及び2番についてですが、親名義の土地が出ていないがなぜか。

事務局

今回の総会では代表者本人の自作地のみを提案しており、現在親名 義等の書類を整備中で、準備ができ次第今後の総会に提案する予定で す。

議長

ほかに質疑ありまあせんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから35ページ2番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませ んか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。

(●●委員着席)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第5号の残りの議案の 質疑を行います。質疑ございませんか。 委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第5号の残りの議案の採決を行います。

おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

本総会に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和元年第7回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員